

就学援助費支給申請書

(あて先) 富士見市長

就学援助費の支給を受けたいので、次のとおり必要書類を添えて申請します。

申請年月日	平成 年 月 日	受付年月日	年 月 日			
児童 又は 生徒	学校名	富士見市立	学校	年 組	1 男 2 女	
	フリガナ				(前住所地)	
申請者 (保護者)	氏名				当年1月2日以降転入者 月 日転入	
	フリガナ				1 自宅(親族所有を含む。)	
申請者 住所 (保護者)	氏名				2 借家(月額 円)	
	富士見市				3 借間(月額 円)	
				申請者 電話番号 (保護者)	() - () - () 自宅または携帯電話で1年間変わらない番号を記入	
世帯状況(児童生徒を含み、住民票に記載されている世帯全員を記入してください)	氏名	生年月日	年齢(4/1現在)	続柄	児童生徒は学校名・学年・組	
	フリガナ	明・大 昭・平	■ ■		保護者	
	1					
	フリガナ	明・大 昭・平	■ ■			
	2					
	フリガナ	明・大 昭・平	■ ■			
	3					
	フリガナ	明・大 昭・平	■ ■			
	4					
	フリガナ	明・大 昭・平	■ ■			
	5					
	フリガナ	明・大 昭・平	■ ■			
6						
フリガナ	明・大 昭・平	■ ■				
7						
フリガナ	明・大 昭・平	■ ■				
8						
フリガナ	明・大 昭・平	■ ■				
9						
フリガナ	明・大 昭・平	■ ■				
10						
フリガナ	明・大 昭・平	■ ■				
11						

※ 単身赴任等(国外を含む)で住民票が別でも、児童生徒の保護者(親権者)は同一世帯として記入してください。
 ※ 申請日現在の状況を記入してください。続柄は申請者(保護者)から見た続柄を記入してください。
 ※ この申請書は、児童生徒一人について一通提出してください。

入上の注意】

1. 世帯全員の生年月日及び住宅の状況(月額)は審査をする上で重要な項目となりますので必ず記入してください。
2. 年齢については当年4月1日現在の年齢を記入してください。
3. 電話番号は自宅または携帯電話の番号を記入してください。
4. **太線内**はもれなく記入してください。

<h2>委任状</h2>	
平成 年 月 日	
(あて先) 富士見市長	
私は、就学援助費の支給が決定された場合には、その請求等に関する一切の権限を校長に委任します。また、給食費等を滞納した際は、校長の判断により就学援助費の全部または一部を校長が代理受領して充当することに同意します。	
保護者氏名 (申請者) ⑩	
<h2>課税台帳確認承諾書</h2>	
【税の未申告者は、課税台帳での所得確認ができませんので、必ず所得申告をしてください。】	
市が就学援助費の支給審査のため、保護者及びその世帯に係る所得情報を課税台帳により確認することを承諾します。	
保護者氏名 (申請者) ⑩	
申請理由 ・ 添付書類	* 該当する番号(1・2)に○印をしてください。
	<p>1 生活保護を受給している世帯 ⇒ 生活保護受給証明書の写し。</p> <p>2 経済的な理由で児童生徒の就学が困難な世帯 ⇒ ① 年末調整又は確定申告を済ませている場合で、上記の課税台帳確認を承諾された方は、証明書の添付は不要です。(不承諾は証明書添付) ② 当年1月2日以降に転入した方については、前年の所得を証明する証明書を添付してください。 ※平成22年1月～12月の所得者全員分</p> <p>証明書: 前年中に収入のあった世帯員全員について下記のいずれかの証明書 ・平成22年分の源泉徴収票(写し可) ・平成22年分の所得税確定申告書(控)の写し ・平成23年度住民税課税証明書または非課税証明書(後日添付可)</p> <p style="text-align: right;">(住民税の課税証明書等は、6月中旬以降の交付となります。)</p>
前年度の就学援助費の受給	有 ・ 無

※ 前年度に就学援助を受けていた方も、申請書を提出してください。(毎年度申請が必要です。)

記入例 就学援助費支給申請書

(あて先) 富士見市長

就学援助費の支給を受けたいので、次のとおり必要書類を添えて申請します。

申請年月日	平成 23 年 4 月 8 日	受付年月日	年 月 日				
児童 又は 生徒	学校名	富士見市立 富士見中 学校	1 年 2 組 1 男 ②女				
	フリガナ	フジミ ハナコ					
申請者 (保護者)	フリガナ	フジミ タロウ					
	氏名	富士見 太郎					
申請者 住所 (保護者)	富士見市 鶴馬1800-1	申請者 電話番号 (保護者)	(049) - (251) - (2711) 自宅または携帯電話で1年間変わらない番号を記入				
世帯 状況 (児童 生徒を 含む、 住民票 に記載 されて いる 世帯 全員を 記入し てくだ さい)	氏名	生年月日	年齢(4/1現在)	続柄	児童生徒は学校名・学年・組		
	フリガナ	フジミ タロウ	明・大 昭・平	42・3・25	44	保護者	株式会社 富士見 (セルビア共和国へ単身赴任中)
	1	富士見 太郎	明・大 昭・平	46・8・10	39	妻	
	フリガナ	フジミ ハルコ	明・大 昭・平	10・7・14	12	子	富士見中学校 1年2組
	2	富士見 春子	明・大 昭・平	16・6・18	6	子	富士見小学校 1年5組
	フリガナ	フジミ ハナコ	明・大 昭・平				
	3	富士見 花子	明・大 昭・平				
	フリガナ	フジミ ハルオ	明・大 昭・平				
	4	富士見 春男	明・大 昭・平				
	フリガナ		明・大 昭・平				
	5		明・大 昭・平				
フリガナ		明・大 昭・平					
6		明・大 昭・平					
フリガナ		明・大 昭・平					
7		明・大 昭・平					
フリガナ		明・大 昭・平					
8		明・大 昭・平					
フリガナ		明・大 昭・平					
9		明・大 昭・平					
フリガナ		明・大 昭・平					
10		明・大 昭・平					
フリガナ		明・大 昭・平					
11		明・大 昭・平					

※ 単身赴任等(国外を含む)で住民票が別でも、児童生徒の保護者(親権者)は同一世帯として記入してください。
 ※ 申請日現在の状況を記入してください。続柄は申請者(保護者)から見た続柄を記入してください。
 ※ この申請書は、児童生徒一人について一通提出してください。

【記入上の注意】

1. 世帯全員の生年月日及び住宅の状況(月額)は審査をする上で重要な項目となりますので必ず記入してください。
2. 年齢については当年4月1日現在の年齢を記入してください。
3. 電話番号は自宅または携帯電話の番号を記入してください。
4. 太線内はもれなく記入してください。

委任状	
平成 23 年 4 月 8 日	
(あて先) 富士見市長	
私は、就学援助費の支給が決定された場合には、その請求等に関する一切の権限を校長に委任します。また、給食費等を滞納した際は、校長の判断により就学援助費の全部または一部を校長が代理受領して充当することに同意します。	
保護者氏名	富士見 太郎 ㊟
(申請者)	※ 印鑑を忘れずに押してください。
※この欄は必ず記入してください。	
課税台帳確認承諾書	
【税の未申告者は、課税台帳での所得確認ができませんので、必ず所得申告をしてください。】	
市が就学援助費の支給審査のため、保護者及びその世帯に係る所得情報を課税台帳により確認することを承諾します。	
保護者氏名	富士見 太郎 ㊟
(申請者)	※ 印鑑を忘れずに押してください。
* 該当する番号(1・2)に○印をしてください。	
申請理由 ・ 添付書類	1 生活保護を受給している世帯 ⇒ 生活保護受給証明書の写し。
	② 経済的な理由で児童生徒の就学が困難な世帯 ⇒ ① 年末調整又は確定申告を済ませている場合で、上記の課税台帳確認を承諾された方は、証明書の添付は不要です。(不承諾は証明書添付) ② 当年1月2日以降に転入した方については、前年の所得を証明する証明書を添付してください。 ※平成22年1月～12月の所得者全員分 証明書: 前年中に収入のあった世帯員全員について下記のいずれかの証明書 ・平成22年分の源泉徴収票(写し可) ・平成22年分の所得税確定申告書(控)の写し ・平成23年度住民税課税証明書または非課税証明書(後日添付可) (住民税の課税証明書等は、6月中旬以降の交付となります。)
前年度の就学援助費の受給	(有) ・ 無

※ 前年度に就学援助を受けていた方も、申請書を提出してください。(毎年度申請が必要です。)

平成23年度 富士見市就学援助制度について

富士見市では、経済的な理由でお子様の小中学校への就学が困難な保護者の方に、学用品費・給食費・校外活動費などの教育に要する費用の一部を援助しています。

【就学援助を受けることができる方】

富士見市に住民登録または外国人登録があり、小中学校に在籍しているお子様の保護者で次に掲げる方。

◇生活保護を受けている保護者の方（修学旅行費と特定の疾病の医療費のみ支給対象です。）

◇経済的な理由でお子様の小中学校への就学が困難な保護者の方

<例>

父43歳・母38歳・長女12歳（中1）・長男6歳（小1）の4人家族の場合・・・・・・・・
平成22年中の世帯全員の所得（源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」から「社会保険料等の金額」などを差し引いた額）が、住まいが持家の場合2,721,400円程度、賃貸住宅の場合3,539,800円程度であれば該当します。

（上記は、あくまで一例です。家族構成・年齢・住まいの状況等によって、各世帯ごとに認定基準額が異なります。）

【申請の方法】

◇就学援助を希望される方は、「就学援助費支給申請書」（児童生徒ひとりにつき1枚）に必要事項を記入のうえ、

平成23年4月8日（金）～平成23年4月28日（木）までに

学校または教育委員会学校教育課へ提出してください。

※ 年度途中の申請も随時受け付けますが、翌年1月25日が最終受付日となります。
（年度途中の申請の場合、申請のあった月又は翌月からの支給となります。）

◇申請に必要な書類（証明書）

①「就学援助費支給申請書（平成23年度用）」

※ 平成23年1月1日現在、富士見市にお住まいで年末調整または確定申告等が済んでいる方で、「就学援助費支給申請書」の「課税台帳確認承諾書」欄に署名・押印された方は、下記②の証明書等の添付は不要です。

②所得証明書等（前年に収入があった方全員分を添付）

- ・ 平成22年分の源泉徴収票（写し可）
- ・ 平成22年分の所得税確定申告書（控）の写し
- ・ 平成23年度住民税課税証明書または非課税証明書（後日添付可）

（住民税の課税証明書等は、6月中旬以降の交付となります。）

【申請上の注意】

- ① 生活保護を受けている方も申請してください。
- ② 申請書の「世帯の状況」欄には、住民票に記載されている世帯全員を記入してください。
また、単身赴任等（国外を含む。）で住民票が別でも、児童生徒の保護者（親権者）は同一世帯と見なしますので記入してください。
- ③ 「世帯の状況」欄に記入した方の中で、前年に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれ平成22年中の収入がわかる証明書を添付してください。（証明書の添付が必要な方）
- ④ 申請書の太線内は、審査上必要な項目ですので、記入もれのないよう注意してください。
- ⑤ 前年度に認定された方も申請が必要です。

【審査結果の通知】

◇当初申請の審査結果通知は、6月中に学校を通じて申請者（保護者宛）全員に送付します。

《下表の受付締日を超過した申請については、翌月の審査対象となりますのでご注意ください。》

[平成23年度]

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成24年1月
受付締日	28日	25日	24日	25日	25日	22日	25日	25日	22日	25日

*平成24年1月25日が最終受付日となります。

【支給費目の内容】

- **学用品費**
各教科・特別活動に必要な学用品を購入するための費用
- **通学用品費**
通学に通常必要とするもの（靴、上履き、帽子等）
- **新入学用品費**
小学校または中学校に新入学するに当たり通常必要とするもので、4月認定者に限り支給
- **学校給食費**
保護者が学校に納める給食費
- **宿泊を伴う校外活動費**
林間学校などに参加した場合の交通費・宿泊料・見学料（年1回限り）
- **宿泊を伴わない校外活動費**
遠足等に参加した場合の交通費・見学料
- **修学旅行費**
修学旅行にかかる経費で、交通費、宿泊費、見学料、均一に負担する記念写真代、旅行傷害保険料等の対象経費として定められたものについて支給

○ 医療費

学校の定期健康診断の結果、学校から治療を勧告された次の疾病に限り、医療券を交付します。

- ①トラコーマ、結膜炎
- ②中耳炎
- ③寄生虫病
- ④う歯（虫歯）
- ⑤慢性副鼻腔炎、アデノイド
- ⑥白せん、疥せん、濃痂疹

平成23年度の就学援助費（予定額）は下記のとおりです。

支給費目	支給対象	小 学 校		中 学 校		
		支給額	支給月	支給額	支給月	
学用品費	全学年	支給額	月額925円	支給額	月額1,800円 (3月分のみ1,900円)	
		支給月	7月(1学期分) 9月(2学期分) 1月(3学期分)			
通学用品費 (5月以降認定の 1年生は対象)	2学年 ～ 6学年	支給額	月額180円(3月分のみ190円)			
		支給月	7月(1学期分) 9月(2学期分) 1月(3学期分)			
宿泊を伴う 校外活動費	小5学年 中1学年	支給額	対象経費額 (3,470円を上限)	支給額	対象経費額 (5,840円を上限)	
		支給月	実施後		支給月	実施後
宿泊を伴 わない 校外活動費	全学年	支給額	対象経費額 (1,510円を上限)	支給額	対象経費額 (2,180円を上限)	
		支給月	実施後		支給月	実施後
新入学 用品費 (4月認定者のみ)	1学年	支給額	15,000円	支給額	20,000円	
		支給月	7月(1学期分に含む)			
学校給食費	全学年	支給額	1ヶ月 4,000円 ただし、新1学年の 4月分は1,200円	支給額	1ヶ月 4,700円 ただし、3学年の 3月分は2,240円	
		支給月	7月(1学期分) 9月(2学期分) 1月(3学期分)			
修学旅行費	小6学年 中2学年 又は 中3学年	支給額	対象経費額 (18,000円を上限)	支給額	対象経費額 (50,000円を上限)	
		支給月	原則実施後に支給		支給月	原則実施後に支給
医療費 (医療券)	全学年	支給対象	学校の健康診断で治療勧告を受けた特定の疾病について年1回			
		支給額	生活保護 = 全 額	就学援助 = 保護者負担分		
		支給月	医療機関からの請求の都度、市から医療機関に振込			

※ 生活保護を受けている方は、上記のうち「就学旅行費」と「医療費」が就学援助から支給されます。（その他の費目については、生活保護から支給されます。）

<お問い合わせは>

富士見市教育委員会 学校教育課

TEL 049-251-2711 (内626)